

広島県グリーン購入方針 改正箇所（平成 31 年 4 月）

環境物品等		主な改正内容
前文		<ul style="list-style-type: none"> ○ より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、同一項目において複数の基準値を設定することについて記載 ○ 別記に「基準 1」はより高い環境性能に基づく基準、「基準 2」は各機関において調達を行う最低限の基準である旨を記載
1 紙類		
2 納入印刷物		○ オフセット印刷工程における VOC 発生抑制に係る基準の変更等
3 文具類		○ 窓付き封筒の窓について、原則としてグラシン紙を使用する旨を追加
4 オフィス家具等		
5 OA機器	コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機	○ 再生プラスチックの使用に係る判断の基準及び配慮事項を追加
	プロジェクタ	○ 製品本体重量、消費電力及び待機時消費電力に係る判断の基準の強化（待機時消費電力については、2年間の経過措置の設定）。固体光源（LED、レーザ等）に係る判断の基準の変更等
6 携帯電話		
7 家電製品	電気冷蔵庫 電機冷凍庫 電機冷凍冷蔵庫	○ エネルギー消費効率に係る 2 段階の判断の基準を設定（基準 1 は省エネ法に基づく多段階評価基準の 5 つ星に相当する基準、基準 2 は従前の 4 つ星相当の基準）
	テレビジョン受信機	○ 受信機型サイズが 39V 型以下の製品のエネルギー消費効率基準について、経過措置を延長
8 エアコンディショナー等	エアコンディショナー	○ 業務用エアコンディショナーについて、エネルギー消費効率に係る 2 段階の判断の基準を設定（基準 1 は省エネ法に基づく多段階評価基準の 5 つ星に相当する基準、基準 2 は従前の 4 つ星相当の基準）

環境物品等		主な改正内容
9 温水器等	ヒートポンプ式電気給湯器	○ 業務用ヒートポンプ式電気給湯器のエネルギー効率について、成績係数（COP）から年間加熱効率に変更
10 照明	LED照明器具	○ 2段階の判断の基準を設定（投光器及び防犯灯を除く）
11 自動車等		
12 消火器		
13 制服・作業服		
14 インテリア・寝装寝具	カーテン	○ バイオベース合成ポリマー含有率の適用について経過措置の終了
	布製ブラインド	
15 作業手袋		
16 その他繊維製品		
17 設備	太陽熱利用システム	○ 空気集熱式集熱器に係る判断の基準を追加等
18 災害備蓄用品		
19 公共工事	木材・プラスチック再生複合材製品	○ 園路広場工事での使用における対象範囲を見直し
	吸収冷温水機	○ JIS B 8622 の改正に伴う見直し（冷房の成績係数の強化及び期間成績係数の設定）
	洋風便器	○ 品目名称を「大便器」に変更するとともに、対象範囲、判断の基準を見直し
20 登録リサイクル製品		
21 役務	食堂	○ ワンウェイのプラスチック製の容器等の原則使用禁止、食品廃棄物削減のための措置、食べ残しの削減のため食堂利用者への普及啓発等について判断の基準に追加等
	加煙試験	○ フロン類の不使用に係る経過措置の終了

環境物品等		主な改正内容
	清掃	○ 手洗い用の植物油脂を原料とした石けん液又は石けんについて、持続可能な原料の使用を配慮事項から判断の基準に格上げ
	庁舎等において営業を行う小売業務	○ ワンウェイのプラスチック製品の排出抑制、食品廃棄物削減のための取組、植物由来のプラスチック製買物袋の使用等について判断の基準に追加等
	飲料自動販売機設置	○ 飲料容器の回収箱の設置、容器の分別回収及びリサイクルの実施について、配慮事項から判断の基準への格上げ
	会議運営	○ 紙の資料・印刷物等のリサイクル、会議参加者への情報提供、飲料提供時の配慮等を判断の基準に格上げ等
	(追加)	○ 印刷機能等提供業務